

第 2 5 期 第 3 0 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 3 0 回定例農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木）午後 4 時 0 0 分から、農業振興センターにおいて第 3 0 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	7 名
事 務 局	局長
	次長
	係長

議事日程

（議案）

第 1 1 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	6 件
第 1 1 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画について	2 2 件
第 1 1 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
第 1 1 8 号	非農地判断について	2 件
第 1 1 9 号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	2 件

（報告）

第 4 8 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	1 件
---------	-------------------------------	-----

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第30回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第115号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	上吾川	●●	さん
申請地	中村字●●	畑	●●m ²
	同じく●●	畑	●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規農地取得	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人は新規農地取得者です。経営状況は、議案説明書の2ページに「農作業従事計画書」を掲載しています。今回の申請地は、以前からキウイ畑でして、そのままキウイを作られる予定と聞いています。この後、ご本人さんからも農業経営について発表していただきますのでご審議をお願いします。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、集落営農組合の役員でもありますし、熱心にキウイフルーツを作っておられたのですが、お母さんの調子が悪いことやその他、勤め人ですので、継続してできないということで話がまとまったようです。●●さんは、私の同級生でして、新規就農者で会社役員ではありますが、時間の余裕ができたこともあり農地を取得してキウイを作りたいということでした。●●さんにも聞きましたが、面識もありますし、キウイの指導については、助言しながらやっていただくような形で話が決まったそうです。その他については、書類のとおりですので、ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

キウイの品種もいろいろあると思いますが、何のキウイの品種を作られているのですか。

事務局

品種まではまだわかっておりません。

議長

本人さんが来られるので、聞いていただけたらと思います。また、キウイを作られている方がおられましたら質問をして本人さんに話してもらえたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●● さん

自分は会社をしていますが、息子に譲りかけているところです。元々、うちの家自体は、父親と百姓をしております、すぐ横ですので、できたらいいなと思っておりました。この農地については、キウイがちょうど植わっておりまして、このままおいて枯らすのもどうかと思っていたところ●●さんから話がありまして、キウイを作ろうと思いました。●●さんから経営の補助をしてもらえるということで、ノウハウや農機具を貸してもらえることになっております。以上です。

議長

面積は●●㎡だと思いますが、今後の営農計画についてお聞きしたいのですが。

●● さん

今後については、今のところで出来る範囲でやってみようと思っています。先のことはわかりません。

議長

やってみようかという軽い気持ちですか。

●● さん

そのようなわけではないのですが、元々うちの親が百姓をしていてキウイを作っていたので、やってみようと思っていました。私はあまり手伝うことはなかったのによくわからないのですが。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

現在、農業情勢が厳しい中でキウイをやっていただくということで、大変ありがたいと思っております。キウイもヘイワードやゴールドなどいろいろな品種があると思いますが、現在、または、これから栽培しようとしている品種は何ですか。

●● さん

ゴールドではないと思います。

●● 農業委員

農業外収入、キウイで●●㎡、120 万となっておりますが、1 t 取れたらいいところですので、おそらく 30 万から 40 万になります。1 反でだいたい 2 t 取れます。

●● 農業委員

私、三秋を担当しておりまして、●●さんも三秋出身ということで、よく知っています。キウイ畑を見させてもらいまして、かなり前に植えたのだと思いますが、根本がかなり大きくなっておりまして。今、ならしている状態なのか収穫している状態なのでしょうか。現状を教えてくださいたいです。

●● さん

●●さんがしんどい状態で、今は収穫していないのかもしれませんが。できれば引き取って引き続きやってもらえたらとのことです。

●● 農業委員

1～2年は作っていないということでしょうか。

●● さん

昔は当然されていたので。

●● 農業委員

横の小さな小屋があるのですが、そこも含めてですか。

●● さん

小屋は違います。

●● 農業委員

隣が木材を置かれている●●さんの所有地ということですか。

●● さん

水が取れるのでいいなと言っています。

●● 農業委員

それと、裏の西側の山の土砂崩れがあったと思います。あそこまで入っていますか。

●● さん

そこまでは、入っていないのですが、少し土は入っています。畑までは埋まっていないです。

●● 農業委員

今後、土砂が崩れないか心配ですね。

●● さん

気をつけます。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。ありがとうございました。あらためまして、番号1について、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

規模拡大の目標はない就農者ですが、荒らさずにしていただきたいので、近くの人は見守っていただいて、何かあれば助言していただければと思います。

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

貸渡人	上吾川	●●	さん
借受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(借受人) 経営規模拡大 (貸渡人) 農地管理困難		

権利の種類 5年間の賃借権設定

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

貸出側の●●さんは、現在、施設で過ごされています。息子さんがおられますが、農業はしないと言われていいますので、この農地は以前から貸出をしておりました。借受側の●●さんは、現在、会社に勤めておりますが、兼業農家として現在の農地に加え稲作を中心に経営規模を拡大していきたいと考えております。ご審議をお願いいたします。

議長

番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●㎡
	他3筆	合計●●	㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

申請地の元の所有者さんは、以前から●●さんをお願いをされていたのですが、その時は、まだ取得ができない状態でして、●●さんをお願いをしておりました。今度は、●●さんから●●さんをお願いしたいということで申請に至りました。現在も手入れが十分にされていますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。
この土地は今まで他の人が作られていたのですか。

●● 推進委員

作っていたといいますか、●●さんが管理をしている状態でした。その時は、まだ買える状態ではなかったもので知合いの●●さんをお願いしていました。

議長

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

4番

貸渡人	松山市	●●	さん
借受人	宮下	●●	さん
申請地	八倉字●●	田	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(借受人) 農業経営安定化 (貸渡人) 農地管理困難		
権利の種類	3年間の賃借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員からの意見をお願いいたします。

●● 推進委員

貸出人の●●さんは、松山市、借受人の●●さんは宮下、土地は八倉とそれぞれ分かれています。元々この農地は●●さんが、●●さんのおじいさんがお持ちになっていた田んぼを長年耕作しておりまして、米を今も作っておられます。今回、契約の更新という話があったときに元々の水田の持主さんが亡くなられておりまして、亡くなられた方のお孫さんが動きまして、親族である●●さんに土地の名義が変わりました。土地の名義人が変わっただけで、●●さんが引き続き耕作をされます。水田は同じ場所で何十年もやっておられますので、何ら問題ありませんし、●●さんは八倉地区の水利役員をされていますので、その辺りはきちんと分かっておられますので、安心してできると思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

5番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●● さん
申請地	宮下字●●	畑	●●㎡
	同じく●●	畑	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは皆さんよくご存じだと思いますが、今回、●●さんが梅を植えている園地のちょうど隣の園地の雑木が大きくなっておりまして、その雑木を切って梅を植えたいとのことですが、今も他の園地で草をこまめに刈ってくれていない状態です。その辺りは、他の地区からとも言われておりますので、「こまめに草刈りをして下さい。」と指導をしまして、「今後、気を付けて草を刈ります。」ということでした。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

先ほど●●委員さんが言われたように●●さんは、三秋地区も買ってやっておられますが、1箇所だけ梅を植えておりまして、手入れができていないので、あまり太っていない状態です。他にも3か所ありますが、そこはまだ全然、定植もしていない状態で草が伸びていたのを委員さんから●●さんに草刈りのお願いをしてもらい、現在はきれいになって植えられる状態ですが、私が委員になってからなので2年ぐらいは植えていないです。実際、苗がないのかもしれませんが、草刈りだけの耕作状態でして、今回お名前が出ましたので気になりました。

議長

確かにいろんなところで草を刈っていない場所がありますよね。今は梅を植える時期ではないのかもしれませんが。

●● 農業委員

梅は秋ごろです。11月か12月頃に植えるのかもしれませんが。●●さんは何回も話を聞きますが、実際に草刈りや定植などの栽培管理をされているのかどうかもわからない状態で、承認でしょうか。

議長

「草を刈ってください。」と言う確認をしてから承認になっていると思います。渡人からなのか、●●さんからなのかどちらが先に話が出て購入になるのかですね。

●● 農業委員

この辺り一帯を割と広く買われていまして、その園地についても雑木が大きくなっていますので、今の状態よりは、雑木も切って草刈りもしてもらえるので、良くなるかと思います。

●● 農業委員

やはり金銭を払っての売買ですよね。

議長

当然売買ですので、お金を払っていると思います。

●● 農業委員

広すぎて手が回らないのでしょうか。

事務局

●●さんは、代表者の方が腰を悪くして動けない時期がありまして、新たに入ってこられた従業員の方が、今まじめに荒れている所やこちらが指摘したところは草刈りをしてくれています。順々に作業を進めている途中だと思います。

●● 農業委員

「必ず刈ります。」という約束は取り付けておりますので、大丈夫だと思います。

●● 農業委員

梅の収穫はしているのですか。

●● 農業委員

収穫するところまでは出来ていません。

議長

助成金なしでやっている農家さんなので、そこらあたりの説明を聞きたいですね。今後も増やすのではないかと思いますので、一度皆さんの前でお話をしてもらいたいですね。

●● 農業委員

以前に、ある程度したらこれ以上は増やさないということをお聞きしまして、それから一段落したと言っていましたので、今回、名前が出たのは、また広げていくという感じなのでしょうか。

事務局

今回の農地は、今まで買われていたところの隣接地になりまして、お話があって買われたのではないかと思います。ここから大規模に増やしていく計画ではないと聞いております。

議長

他に案件はありましたか。

●● 農業委員

1 件、この農地の隣で相続がまだできていない狭い土地があってそこが出てくる可能性があります。

議長

放置をしているところを、「どうにもならないので買ってください。」とお願いをされてこちらに申請が来るのですか。

事務局

先ほど●●委員さんがおっしゃった、以前に取得された、荒れている農地の開墾を●●さんはされておられて、今回の隣接する農地も荒れておりました。開墾するときに境界がわからないものですから隣の土地まで一緒に開墾してしまったという経緯がありまして、●●さんがお詫びに行った際に「ここも一緒に購入してもらえませんか。」という話があったように聞いております。ですので、新たなところを購入する事を積極的にするつもりはないと思いますが、今回は間違っって開墾してしまったところを買わないと行けなくなったというところがありますので、後の計画はお詫びになるようなお話を地元の委員さんは聞いていらっしゃると思いますが、今回の地主さんが間に入った経緯があります。

議長

他に無いでしょうか。

先ほども言われましたように 3～4 年経ったので本人から話を聞いてみたいと思い

ます。

事務局

今後、●●さんから申請があった際はその旨を伝えて、来ていただくようにいたします。

議長

直接本人から話を聞いて、皆さん話を聞いてみたいですからね。

無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

6番

譲渡人 広島県福山市 ●● さん

譲受人 三秋 ●● さん

申請地 中山町出渕●● 田 ●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この土地は元々ずっと他人に貸していた土地で、買い取った方も年を取って作業ができなくなったということで、4年か5年くらい放置していた状態で利用状況調査の際も判断に迷っていた土地でしたので、この話が来たときは大変うれしく思いました。また、土石流の警戒地でもありまして、なお国道からの連絡路が、国道と歩道の段差が15cm程ありまして、軽トラで上がるたびに柱を下に敷かないといけなような土地でした。誰も買わないと思っていたところでこの話が来ました。よろしくお願いいたします。

議長

番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

議案第116号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、次のとおり農業委員会の審議を求める。

それでは、事前に送付させていただいていた別冊、令和7年度「農用地利用集積等促進計画」第6号をご覧ください。1ページから6ページまでが所有者と機構との間の契約、7ページから12ページまでが機構と受手との間の契約となっております。見づらく申し訳ございませんが、各契約の申請番号が共通の番号となっておりますので確認いただければと思います。よろしくお願いします。

今回の利用権設定の申し出の合計は、22件、42筆、49, 642.11㎡。内訳としましては、有償の件数が16件、無償の件数が6件となっております。

基盤法の終期を迎える方の更新申請により、前月よりも件数が多くなっております。内容としては10年以上の契約が16件、5年契約が6件となっております。

各申請詳細においては、担当地区農業委員さん・推進委員さんに事前に現地確認願にて確認はいただいておりますので、この総会では、農業委員・推進委員全体での計画傾向等の確認の場とさせていただいた上で、これまでの総会にてお伝えしましたとおり、計画自体・全体の傾向等について一括審議という形でご意見があればいただきたいと思います。

計画案の内容が地域の実情に合っているか、適切な農地利用につながるか、そういったことを検証するプロセスとなっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1～22につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1～22について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1～22について承認いたします。

議案第117号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

番号1・2

議案説明書は、4ページ、番号1・2、申請地説明図は、番号1は、位置図が2ページ、現地写真は、3ページ、番号2は、位置図が4ページ、現地写真は5ページをご覧ください。

譲渡、譲受人が番号1・2同一で、譲渡人が、双海町高野川、●●さん。譲受人は、双海町高野川、有限会社●●、代表取締役、●●さん。

申請地は、番号1が、双海町高野川字●●、畑、●●㎡、他3筆、計4筆、面積合計●●㎡。番号2が、双海町高野川字●●、畑、●●㎡。転用目的は、番号1が、倉庫、モデルガーデン、事務所兼居宅、番号2が倉庫。権利の種類等は、番号1・2同一で、使用貸借権の設定。番号1・2共に、事業用倉庫等の違反転用追認案件となりますが、転用時期が異なることから、2件に分けての許可申請となっております。

譲受人は申請地隣接・近隣地に事業所を構え居宅建築等の土木建築工事業を行っているが、業務量の増加、顧客ニーズへの対応、家族の増加等に伴い、資材保管倉庫、モデルガーデン、事務所兼居宅が必要となり、申請地を倉庫用地等へ転用し使用してきたものであるが、これは申請者の関係法規に対する認識不足によるものであるため、是正手続きとして本申請に至ったものであります。

申請地は、番号1・2共に双海町高野川地区に位置する第2種農地と判断されます。

また、両案件共に、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1、2について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、建設会社をされておりました、先日電話がありまして、事務局の説明があったとおりです。住居、倉庫については、実際に住まわれております。他にも離れたところに資材置場がありまして、昔から使っておりますが、申請をせずにそのままになっておりましたので、今回の申請に至りました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1、2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1、2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1、2について承認いたします。

議案第118号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は、5ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が6～8ページ、現地写真は9、10ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、東温市、●●さん。土地所在地は、双海町串字●●、畑、●●㎡、他5筆、計6筆、面積合計●●㎡。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、平成5年頃に植林し山林として管理してきたもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

親が亡くなってからずっと管理をしていない状態でしたので、山林になってしまったということで、今回の申請に至りました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1について、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

写真を見る限りではきれいに見えるのですが。

事務局

山林としてはきちんと管理されているようです。

議長

他にないでしょうか。無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いします。

番号2

議案説明書は、5ページ、番号2、申請地説明図は、位置図が11～13ページ、現地写真は14～17ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町高岸、●●さん。土地所在地は、双海町高岸字●●、畑、●●㎡、他6筆、計7筆、面積合計●●㎡。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、昭和43年頃に植林し山林として管理してきたもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員欠席につき、地区担当委員からの意見を願います。

●● 農業委員

●●さんは、前回も非農地判断の申請をしましたが、今回も同じように申請されました。写真のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2について、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

他にないでしょうか。無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします。

議案第119号

伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は、6ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が18ページ、現地写真は、19ページをご覧ください。申出人は、松山市、●●さん、●●さん。土地所有者は、上野、●●さん。土地所在地は、上野字●●、田、●●㎡。計画変更内容は、分家住宅への転用を目的とした、伊予地域の農業の振興に関する計画・27号計画の変更及び農振・農用地区域からの除外です。

申出人は現在、勤務の傍ら農業に従事しているが、現住居は市外の官舎で妻と子供2人で同居しており、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、祖父が所有する申出地が、将来的な育児や農作業従事の面等からも最適地であるため、当該申出地に分家住宅を建築すべく本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 地域計画への影響：無

第3号要件 周辺農地への影響：無

第4号要件 担い手への影響：無

第5号要件 附帯施設への影響：無

第6号要件 土地基盤整備事業の実施：無

(土地改良区等：除外支障なしの意見で協議・調整中)

当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともないと判断されます。

盛土規制法の許可届出は不要と判断されます。

本事案は伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められるため、農用地区域から除外することについて、止むを得ないと判断されます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

申出人の●●さんは、官舎に家族と住まわれておりまして、説明の通り手狭になったので住宅を建てる土地を探しておりました。その時に奥さんの●●さんが、この申出地である●●さんの土地に住宅を建てたいという申出がありまして、農振地域であるために除外申請をしました。場所は地図の18ページにありますが、●●郵便局からまっすぐ●●に向かっていく県道のちょうど中間地点になります。さらに申出地の東隣に住宅がありますが、●●さんの御両親の家でもあります。19ページですが、道路との段差もほとんどないので盛土等の必要もありませんし、農振地域ではありますが、かなり周りに住宅やスーパーがあります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1について、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いします。

番号2

議案説明書は、6ページ、番号2、申請地説明図は、位置図が20ページ、現地写真は、21ページをご覧ください。申出人は、伊予郡松前町、●●さん。土地所有者は、市場、●●さん。土地所在地は、市場字●●、畑、●●㎡。計画変更内容は、農家住宅への転用を目的とした、伊予地域の農業の振興に関する計画・27号計画の変更及び農振・農用地区域からの除外です。

申出人は現在、勤務の傍ら農業に従事し将来的には農業を継承する予定であるが、現住居は市外の借家にて家族4人で同居しており、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、母が所有する申出地が、実家に近く、将来的な育児や農作業従事の面等からも最適地であるため、当該申出地に農家住宅を建築すべく本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 地域計画への影響：無

第3号要件 周辺農地への影響：無

第4号要件 担い手への影響：無

第5号要件 附帯施設への影響：無

第6号要件 土地基盤整備事業の実施：無

(土地改良区等：除外支障なしの意見で協議・調整中)

当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともないと判断されます。

盛土規制法の許可届出は不要と判断されます。

本事案は伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められるため、農用地区域から除外することについて、止むを得ないと判断されます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

申請理由は、事務局の説明通りですが、現場も確認しておりまして周りに影響はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2について、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告第48号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。

事務局

番号1

貸出人	宮下	●●	さん
借受人	宮下	●●	さん
届出地	宮下●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	3条 賃借権設定		

議長

以上で、報告事項を終わります。

それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

(事務局連絡事項)

以上で、議案審議を終了いたします。

議長

それでは、次回は12月25日(木曜日)午後1時30分から農業振興センター1階第2会議室での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第30回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後5時18分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
